

平成25年第1回潟上市議会定例会会議録（2日目）

○開 議 平成25年2月25日 午前10:00

○散 会 午後 0:00

○出席議員（19名）

1 番 中 川 光 博	2 番 大 谷 貞 廣	3 番 児 玉 春 雄
4 番 藤 原 幸 作	5 番 菅 原 理 恵 子	6 番 澤 井 昭 二 郎
7 番 菅 原 久 和	8 番 伊 藤 栄 悦	9 番 戸 田 俊 樹
10 番 佐 藤 義 久	11 番 小 林 悟	13 番 佐 藤 昇
14 番 藤 原 典 男	15 番 西 村 武	16 番 鈴 木 斌 次 郎
17 番 堀 井 克 見	18 番 藤 原 幸 雄	19 番 佐々木 嘉 一
20 番 千 田 正 英		

○欠席議員（1名）

12 番 岡 田 曙

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鐙 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 山 口 義 光
市民生活部長 根 一	福祉保健部長 鈴 木 司
産業建設部長 児 玉 俊 幸	水 道 局 長 菅 原 龍 太 郎
教 育 部 長 鎌 田 雅 樹	会 計 管 理 者 川 上 護
企画政策課長兼新庁舎 建設室長（部長待遇） 幸 村 公 明	総 務 課 長 藤 原 貞 雄
財 政 課 長 鈴 木 利 美	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊 藤 正 議会事務局次長 畠 山 靖 男

平成25年第1回潟上市議会定例会日程表（第2号）

平成25年2月25日（2日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問

午前10時00分 開議

○議長（千田正英） おはようございます。

例年になく大雪の中、大変御苦労さまです。

ただいまの出席議員は19名であります。

なお、12番岡田 曙議員から所用のため欠席の届がありましたので、ご報告致します。定足数に達しておりますので、これより平成25年第1回潟上市議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（千田正英） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、1回目の質問は一括質問、一括答弁方式で行いますが、再質問からは項目ごとに一問一答方式により行います。

なお、時間は答弁を含めて60分とし、質問の最初は発言席にて、再質問からは自席にて行います。

本日の発言の順序は、5番菅原理恵子議員、14番藤原典男議員、15番西村 武議員の順に行います。

5番菅原理恵子議員の発言を許します。5番菅原理恵子議員。

○5番（菅原理恵子） おはようございます。傍聴席の皆様、お寒い中、また、足元の悪い中、早朝より御苦労さまでございます。

議員生活4年目にしまして初めてのトップバッターということで少々緊張しておりますが、最後までどうか宜しくお願い致します。

それでは、通告書に従い3点について質問致します。

1点目、通学路の安全対策について。

京都府亀岡市で集団登校中の児童らが死傷した交通事故などを教訓に、文部科学省、国土交通省及び警察庁が連携して、全国の公立小学校及び公立特別支援小学校の通学路について、交通安全の確保に向けた緊急合同点検を実施。平成24年11月30日現在での本市の実施状況は、点検箇所数69、対策必要箇所数が25となっております。

文部科学省は、2013年度予算案に通学路安全推進事業として1億5,000万円を計上しています。広域的に検討。特に対策が必要な市町村に対しては、「通学路安全対策アド

バイザー」を派遣し、対策策定の助言をしてくれます。

一方、国土交通省は、防災・安全交付金を使って歩道の拡幅や路側帯のカラー舗装、無電柱化などに取り組みます。さらに警察庁も交通安全対策推進事業を活用し、横断歩道の高輝度化や信号機の増設を進めます。

通学路の安全確保のために本市でも活用したらいかがでしょうか。

そこでお尋ね致します。

1つ、対策必要箇所数25について。

公表は今月中に行うことになっているそうですが、緊急に対策が必要な危険箇所は何カ所で、既に対策済みは何カ所でしょうか。

2点目として、信号機設置について。

危険箇所の中に含まれておりますでしょうか。おありでしたら、児童数にかかわらずに今後ますます交通量が増えることを想定し、是非とも交通安全対策推進事業を活用し信号機が一日も早く設置できるように、本市から呼びかけてみてはいかがでしょうか。

大きな2点目、医療費（薬剤費）の負担軽減について。

近年の国民医療費は36兆円を超え、10年前と比較して2割近い増加となっています。厚生労働省の試算では2025年には医療費が約69兆円になる見込みであり、このうちの薬剤費は約14兆円になると言われています。医療技術の進歩、高齢化等により今後も医療費の上昇が見込まれる中、国民皆保険を維持していくのは難しいと言われています。

そこで厚生労働省は、後発医療の普及による患者負担の軽減、医療保険財政の改善を図り、2006年度に医療機関の処方箋様式を変更しました。処方箋に「後発医療に変更可」という欄を設け、医師の署名・捺印があれば後発医薬品（ジェネリック）に変更できるようにしたのです。あわせて規則も改正され、薬剤師に対し「患者に後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならない」と定められました。

数量ベースでの市場占有率は、アメリカ69%、イギリス61%、ドイツ64%となっておりますが、日本は約20%にとどまり、我が国の普及率は遅れていると言わざるを得ません。

本市の25年度主要施策にもありました後発医薬品差額通知を送付することで、費用対効果を促すことによって約3,200万円負担額が減少する。医療費削減を期待。とても喜ばしい施策と存じます。

そこでお伺い致します。

1、後発医薬品の周知について。

可能な限り後発医薬品に切り替えていただき、差額通知書を送付し費用対効果を上げるための周知はどのようになさいますか。

2、後発医薬品希望カードについて。

診察、調剤薬局に行ったときに提示するだけで後発医薬品が処方されるよう、後発医薬品希望カードを配布なされてみてはいかがでしょうか。

大きな3点目、脳脊髄液減少症について。

脳脊髄液減少症は、交通事故やスポーツ外傷等、身体に強い衝撃を受けることにより脳脊髄液が漏れ出す病気であり、その結果、脳が沈み込み、脳や神経に悪影響を及ぼし、頭痛やめまい、耳鳴り、吐き気、首や背中での痛み、腰痛や手足のしびれ、視力の低下、睡眠障害、思考力の低下、うつ症状や倦怠感など、多岐にわたる様々な症状が複合的に発現する疾患であります。頭を起こすと症状が強くなり、体を横にすると和らぐことが多いという特徴があり、むち打ち症の主な原因として注目されております。

朝、頭痛で起きることができず、立ちくらみやめまいなどの症状が出るために心因的なものと誤解されやすく、大人では一般に倦怠感や根気がないと思われ、仕事を休みがちになります。子供は家族に自分の体調をうまく言えずに、学校では「不登校」と判断されがちで、見た目にはどこも悪くなさそうなので、「精神的なもの」あるいは「なまけ病」などと言われ周囲の理解が得られず、患者本人の肉体的、精神的苦痛はもとより、家族の心労は計り知れないものがあります。

治療法としては「ブラッドパッチ療法」が有効な治療法の一つとされていますが、この病気に対する認識が低く、診療指針が定まっていない状況にあり、健康保険が適用されず、経済的負担による苦痛も大きくのしかかっております。

文部科学省は、平成19年5月31日、全国都道府県教育委員会などに「学校におけるスポーツ外傷の適切な対応について」との事務連絡を出しております。教育現場での正しい知識の周知が求められており、この「脳脊髄液減少症」の患者は全国30万人とも言われ、予備軍とも言えるべき人は100万人に達するとの推計もあります。

昨年10月18日、患者とその家族とともに公明党秋田県議員団は県知事に要望書を提出致しました。その後の12月県議会定例会において田口県代表の一般質問に対して、「研修会を開催するとともに、先進医療を受けられる体制整備」等々、答弁をいただいております。

そこでお伺い致します。

1、今までに見受けられた児童生徒は。

本市にスポーツ外傷や転倒事故などの発生後にそのような症状が見られた児童生徒はいないのか、お知らせください。

2、研修会等の参加について。

教育現場で正しい知識と理解を深めるために県開催による研修会等に参加すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

3点目、情報提供について。

市民に対し、診療、相談を行う医療機関など情報提供を行うべきだと思いますが、いかがでしょうか。

以上3点についてご質問致します。答弁のほど宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 改めて、おはようございます。5番菅原理恵子議員の一般質問に、私からは1つ目、通学路の安全対策についてと、3つ目の脳脊髄液減少症についてお答えしたいと思います。2つ目については市民部長から答弁を行います。

それでは、まずもって菅原議員からのご指摘のありました国の事業のうち、国土交通省「防災・安全交付金」については、歩道の整備についての事業計画を提出しておるところでございます。

また、文部科学省の「通学路安全推進事業」における「通学路安全対策アドバイザー」については、県教育委員会が設置するということでございます。地域のニーズに応じて市町村に派遣する制度となっているところでございます。

ご質問の中にもありました国の新年度ですか、2013年度予算にこの関係については計上されております。この予算成立後に県が事業実施を決定した後に、市としても十分に対応していきたいと考えております。

ご質問の1点目、対策必要箇所についてですが、通学路緊急合同点検の結果の要対策箇所については、市ホームページに掲載しているところでございます。

この合同点検は、国土交通省、警察庁、文部科学省の通知を受け、道路管理者、警察、教育委員会の三者により実施し、それぞれの所管において対策を講ずることとなっておりますが、今回公表した内容は、その三者の対策の進捗状況をまとめたものとなっております。

昨年実施した点検箇所69カ所ありますが、そのうち緊急の対策を要する25カ所のうち、既に対策済みの箇所が9カ所、そのうち市で道路標示や街灯を設置したのが6カ所、警察で停止線を引き直した箇所が1カ所でございます。また、学校で通学路の経路を検討し変更措置等をとったものが2カ所ございます。残りの対策の16カ所のうち、市道については6カ所で、今後対応してまいらねばならないと思っております。

また、県道、警察の所管部分の10カ所については、今後も整備に向けて働きかけてまいりたいと思っております。

次に、ご質問の2点目、信号機の設置については、通学路緊急合同点検における信号機の設置が望ましい箇所は2カ所でありました。信号機の設置につきましては秋田県警察本部において実施されるものでございますが、本市を所管する五城目警察署において、設置の要件に基づいて検討中とのことでした。今後この2カ所については、所管の五城目署に強くお願いをしてまいりたいと思っております。

次に、質問の3つ目でございますが、「脳脊髄液減少症について」お答え致します。

「脳脊髄液減少症」については、菅原議員のご指摘のとおり文部科学省から平成19年5月31日付け事務連絡がございました。市として、教育委員会から各小中学校へ周知しているところでございます。また、再度、文部科学省から平成24年9月12日付けで事務連絡、いわゆる「学校におけるスポーツ外傷等における脳脊髄液減少症への適切な対応について（依頼）」がございました。各小学校、中学校には文書を配布して周知を徹底しているところでございます。

さて、1つ目のご質問でございますが、本市で脳脊髄液減少症に該当する児童生徒は現在報告されておりません。スポーツ外傷や転倒事故などの発生後に軽い頭痛などを訴え医療機関を受診することはありましたが、診断の結果、脳脊髄液減少症が疑われる児童生徒はおりませんでした。各小・中学校では、頭を打つなどの事故があった場合は必ず医療機関を受診させる、あるいは保護者に連絡して受診を促すことをマニュアル化をしているところでございます。

平成24年9月12日付けの事務連絡での依頼を受けた各校では、職員会議で教職員全体へ周知する等、教職員への理解も深まりつつあると認識しているところでございます。今後も養護教諭を中心に教職員等が連携しながら、個々の児童生徒等の心身の状態に対応していかなければならないと考えております。

2つ目のご質問ですが、脳脊髄液減少症への正しい知識と理解を深めるために研修等

への積極的な参加が不可欠と考えます。平成21年1月に秋田県学校保健会などが主催する「学校保健ゼミナール」で脳脊髄液減少症についての説明があり、市内養護教諭も多数参加しているところでございます。また、当日参加できなかった養護教諭には、地区学校保健会から資料を送付の上、メールを送付するなど周知徹底を図っているところでございます。

今後も研修等への積極的な参加を各校に働きかけるとともに、学校内の体制整備や医療機関、保護者、その他関係団体との連携システムの整備に努めてまいらなければならないものと考えております。

3つ目のご質問、情報提供についてですが、この病気はスポーツ外傷とは限らず、交通事故や日常的に転倒などで頭を強く打ったときにも起こり得ることから、市民向けの情報提供は大変重要、必要と考えております。

今後、何が良策か、マニュアルを含め、医療機関の情報など必要な関係部署との連携をとりながら、今後、ホームページ等で知識や理解を深めるためにも情報発信してまいらなければならないものと考えております。

以上でございます。

○議長（千田正英） 根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） それでは、一般質問の2つ目、「医療費の負担軽減について」お答え致します。

高齢化の進展による医療費の増加、経済状況の低迷による保険税収入の減少などにより、市町村国保の財政は年々厳しさを増してきております。増え続ける医療費のうち約2割は医薬品代で、ジェネリック医薬品を普及させることは自己負担の軽減や医療保険財政の改善につながることから、国でもジェネリック医薬品の使用割合を30%以上にするという目標を掲げ、使用促進のための環境整備を進めています。

その一つとして、24年4月から処方箋の様式が変わり、今までは医師が「変更不可」の署名をすると全ての薬がジェネリック医薬品に変更することができませんでした。現在、個々の薬について変更の不可を明示することになりました。これによってジェネリック医薬品への変更がしやすくなると考えております。

ご質問の1点目、「後発医薬品の周知について」であります。潟上市では平成24年度はジェネリック医薬品のPR年度として市の広報に2回にわたり詳しく掲載したほか、パンフレット配布による啓発に努めてまいりました。25年度は対象者へ直接差額通知を

送付し、市広報、ホームページや健康教室等においても啓発していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

差額通知の実施内容について説明致します。

1カ月の薬代が新薬と比較して500円以上の差額がある方を対象に、8月と翌年2月の年2回、通知を予定しております。対象者は1回当たり800人程度と見込んでおり、差額通知の作成は秋田県国保連合会に1通200円で委託する予定であります。25年度当初予算に経費として委託料と郵便料合わせて40万円を計上しております。

対象者が全員ジェネリック医薬品に変更した場合、市負担分で年間約3,200万円、被保険者自己負担分では約1,100万円の軽減が見込まれます。

ただし、ジェネリック医薬品に切り替えるのはあくまでも患者本人の意思によるものでありますから、市としては可能な限り切り替えていただけるようPRを続けてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「後発医薬品希望カードについて」お答え致します。

市では21年度にジェネリック医薬品についてのパンフレットを作成し、各庁舎窓口に備え付けております。さらに、22年度の国保の保険証更新の際に「ご存じですか？ジェネリック医薬品」と題した、ジェネリック医薬品の説明書に希望カードを添付したものを同封し郵送しております。

ジェネリック医薬品に切り替えるのは患者本人の意思によるものであります。患者が口頭で医師や薬剤師にジェネリック医薬品の処方をお願いするより、希望カードを提示する方が効果があると考えられますが、25年度は差額通知の実施年度として経過を見てから検討していきたいと考えておりますので、ご理解くださるようお願い致します。

以上です。

○議長（千田正英） 5番、再質問ありますか。5番菅原理恵子議員。

○5番（菅原理恵子） 1番の1なんですけれども、対策済み箇所が全部で18カ所ぐらいだったかと思ったんですが、その対策済みのところでも内容と対応内容がちょっとずれ込んでいるところがあるんじゃないかなという箇所が私にはありました。それをまた再検討なされるかどうかということと、検討中箇所でもすぐに対応できそうな箇所がありますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 再検討ということでございますが、ちょっと通学路のその再検

討の箇所がちょっと見えにくかったんですけれども、私どもの方の10カ所でなくて9カ所でございます。対策済みの場所は路線名言うとうわかりにくいし、ちょっと学校区でちょっとお話ししたいと思います。9カ所の内容について、天王小学校5カ所、それから飯田川小学校が3カ所、出戸小学校が1カ所の9カ所でございます。この内容については、街灯や路肩、あるいは狭窄線、あるいは道路表示、そしてまた停止線、登校方法の検討、対策とした、こういう対策も行ったものというところで9カ所となっております。

以上です。

○議長（千田正英） 5番。

○5番（菅原理恵子） 2番の信号機設置について移りたいと思います。

私もこれ、信号機設置についてちょっと要望書を五城目署に提出した経緯がありまして、県の方からも力添えをいただいて調査検討してもらった経緯があります。やはり信号機設置については危険度に応じてということ今検討中という答弁をいただいておりますけれども、やはり交通量を吟味したときに、児童数云々じゃなく交通量に対しての信号機設置が必要になってくるかと思えます。その点も併せて強く訴えていただきたいと思っております。

今回の交付金は私が一般質問提出した時点では公表されてませんでした。その後、ホームページに公表されまして、この図表を公表した自治体が申請して初めて交付されるというものでした。それで今回実施した通学路総点検の結果に基づき、やはり子供の視点による通学路安全調査の実施も必要かと思えますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 信号機については先ほど申し上げましたが、警察の管内ということで、ある一定の要件を使うようです。その要件の中で絞り込まれまして2カ所という方向で検討されておりますが、どうしても委員会としては危険な場所については子供たちの安全・安心のために強くその場所については要望してまいりたいと思っております。

質問にはなかったんですけれども、先に言って申し訳ないんですが、大豊小学校のいわゆる101号から降りてくるあそこの十字路というんですか、あそこは非常に危険なのかなということを普段から思っておりますし、その意味では、その信号機を十分警察の方にもお願いをしていきたいと思っておりますが、あそこの道路の前が道路改良工事が橋を含

めてまっすぐ延びるという予定もございますので、こちらといわゆる産業建設部ともよく横の連絡をとりながら、お願いしながら進めてまいらなければいけないのではないかなと思っています。

以上です。

○議長（千田正英） 信号機の設置についてよろしいですか。5番菅原理恵子議員。

○5番（菅原理恵子） 教育長、申し訳ありません。子供の視点による通学安全調査の実施とかはお考えでしょうか。子供の視点による通学路の安全調査の実施についてはお考えでしょうかということをお先ほども。

○議長（千田正英） 通学路、道路の安全。肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 子供の視点というのは非常に大事かと思えます。しかし、保護者を通じながら学校等がいろいろ意見とかいろんなPTAとか、その中でお話が出てきます。ですから、直接子供から学担の先生にも伝えることがある場合もあろうかと思えますが、それらを参酌しながらこの後進めていかなければならないと。特別、子供からは危険箇所の要望とかそういうことについては聞いている状況ではございません。普段の中でいろんなそういうお話があると伝えながら動いていくということでございます。ただし犯罪につながるような場合は、また別なものでございまして、今のところ通学区、信号については、そういう状況でございます。

以上です。

○議長（千田正英） 5番。

○5番（菅原理恵子） 今回実施した通学路総点検の結果に基づき、着実に実施、検証することが最も大事だと思います。そこで、先ほど答弁いただきました子供の視点による通学路安全調査の実施と通学路の安全確保に特化した道路整備計画を策定して、予算化した時点で早急に交付金申請をお勧めし、1番目の質問は終わります。

2番目の医療費の負担軽減についてでございますけれども、その中の1点目、21年度にパンフレットで22年度に説明書とカードを添付したということでしたが、これ、今年度も送付、医療の送付ですか、送付してその後検討してみるといような答弁でしたけれども、やはり今、調剤薬局でジェネリックに交換します、替えますかと聞いてくれるところと聞かないところがあって、やはり聞かれなければ「はい。」っていう返事できないんですね。やはり自分から、患者負担が、本人が言うっていうことなんですけれども、これ自分で言えれば一番いいことなんですけれども、やはり言えないで、言われな

ければそのままいただいでくる、薬をいただいでくるというようなのが通常だと思ふんです。それで、今年度も是非そのカードを進めていただければと思ひますが、この点についてまたちょっと質問したいと思ひます。

○議長（千田正英） 根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） 5番菅原議員の再質問にお答え致します。

確かに22年度に、この「ご存じですか？ジェネリック医薬品」と、こういうカード付きのものが送付されました。ただ、私考えるに、これを見ると後ろに「ジェネリック医薬品をお願い致します」と、そういうふうを書いてあるだけであります。ただそれをやめるのではなくて、今それも一緒に検討しながら、今回は、まず24年度は通知による啓発をしていきたいと、そういうことを考えて今回PRしているところであります。25年度はその差額通知をやってジェネリック医薬品を使えばこうなりますよと、実際的なものに変更していきたいと考えております。もっとも、このカードも考えないわけではありませんが、まず25年度についてはその通知の方に重点を置いて進めていきたいと、今はそう考えておりますので、宜しくご理解をお願い致します。

○議長（千田正英） 5番菅原理恵子議員。

○5番（菅原理恵子） 厚生労働省によりますと、保険者が行うジェネリック医薬品軽減額通知には一定の効果が見られているものの、検証部会の調査結果によると実際にこの通知を受け取ったことのある患者さんは、まだ少ないのが実情ですという結果が載っております。やはりカードを今年も検討していただければと思ひます。この点については要望で終わらせていただきます。

3番の脳脊髄液減少症についてでございますけれども、1つ目、現在は見えてませんと、そういう人はいませんでしたということでしたけれども、潟上も必須課目として柔道を取り上げております。それで全国的にも柔道で脳脊髄液減少症になった生徒さんがいらっしやいました。その場合の対応策として、やはりこの部分を生徒にも教えていかなくちゃいけない部分かなと思ひますが、その点についてお伺い致します。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 潟上の体育必須課目は柔道です。この柔道については非常にやはり一步間違ふと頭を打つたりとか危険性がありますが、その前に基本的な動作、いわゆる寝技とか技をかけるとかそういうことはできるだけやらせないような方向の中で基本的な動作を進めていると。先生たちのほかに支援員をつけながら、さらに柔道をやっ

ている方々のそういう方向の中で、横で見ながらそういう危険についてはできるだけないように、あっては困りますから、ないように努めて進めております。

以上です。

○議長（千田正英） 5番菅原理恵子議員。ただいまの質問。

○5番（菅原理恵子） 1番は結構です。

2番は、平成24年9月に通知が出されたのを小・中学校に文書を通知しているということで、これは本当によかったなと思っております。現場の先生たちがやはりまだこの脳脊髄液減少症という言葉すらわからない人が結構いらっしゃるということだったので、まずこの点について安心致しました。

3番目の情報提供についてでございますけれども、これはやはりホームページでの情報を発信していくということもありましたし、ただホームページを開いて見ていくというのはまだまだ少ないかなと思っております。やはりこれもちょっと広報とか何かに情報提供をしていただければと思っております。学校現場でも脳脊髄液減少症患者は全国的に数多く発症しているために、教育全員に脳脊髄液減少症という病気があることを周知徹底していただきたいことを切に願い、私の一般質問とさせていただきます。

○議長（千田正英） これをもって5番菅原理恵子議員の質問を終わります。

14番藤原典男議員の発言を許します。14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） おはようございます。日本共産党の藤原典男でございます。

朝早くから傍聴に駆けつけました市民の皆さん、本当に御苦労さまでございます。そしてまた、2月議会を準備されました市長はじめ職員の皆様、本当に御苦労さまでございます。

今冬の豪雪は18年豪雪に匹敵すると言われております。雪の降るのは止めることはできませんけれども、降雪を見てのタイミングよい除雪、そして予算執行に対し、市民から感謝の声が寄せられていることをお伝えします。

それでは、通告に従いまして大きく3点にわたり質問を致しますので、宜しく願い致します。

1つ目は、若年性認知症についてでございます。

若年性認知症は65歳未満で発症する認知症です。認知症は加齢とともに発症のリスクが高くなりますが、働き盛りの世代にも起きる認知症は、本人だけでなく家族や職場において生活に与える影響は高齢者の発症に比べても大きく、社会的にも重大な問題に

なっております。

去年4月、世界保健機構（WHO）は、世界的規模で認知症を国家の公衆衛生に関する優先課題にと訴えました。厚労省は6月に「今後の認知症政策の方向性について」を発表、認知症ケアの流れを変えると宣言しました。

認知症の患者は現在全国で200万人以上、30年後には385万人に達すると推計され、その中でも65歳未満の若年性認知症の方は現在約4万人と言われております。

早期発見をすること、病気を正しく理解して適切な対応をすることは、家族にとっても職場にとっても本人にとっても大切なことではないでしょうか。突然人が変わったようになる、職場でのミスが多くなるなど症状はいろいろありますが、社会に守られ、その方の人間としての誇りと尊厳を守り生活を続けていることは、家族を含め大変な労力を必要とするのではないのでしょうか。家族の相談にのって支援する全国的な組織も生まれ活動を続けておりますが、市民もこの病気に対し正しい認識を持つことも大事なことと思います。

そこで次のことについて伺います。

1つ目、本市での患者の現状はどうなっているのか。また、認知症の予防対策として取り組んでいることは何かを伺います。

2つ目、職場、地域、家庭での対応方について必要なことは何か、実践例があれば伺いたいと思います。

次に、大きな2番、高齢者等への買い物支援策について伺います。

時代の流れとともにスーパーが進出し、地域の小さなお店屋さんがなくなってきております。今までは町内のお店屋さんで買えたものが、高齢者の方は交通の足がないので日常生活用品を買うために遠いスーパーまで歩いていかなければなりません。交通の便として鉄道やバスがありますが、駅やバス停まで遠い方は買い物に苦勞されていることと思います。今は車社会で、ある年齢までは車で食料品の買い物ができますが、今後、少子高齢化が進み、車の運転免許を返上する時期が来ます。そのとき交通の便があるのか、徒歩や自転車で行けるのか不安を抱えている方も大勢いると思います。現在でも買い物をするのに大変な苦勞をされている高齢者の方も大勢いることと思います。バス停や鉄道の駅からどのくらいの距離があるのか、また、スーパーやお店屋さんからどのくらいの距離があるのか地域により異なりますが、1キロ以上も距離があると歩行の困難な方は大変だと思います。

自家用車を持たない高齢者の買い物支援策として、1つ目、業者による移動販売車の運行。2つ目、業者による配達サービス。3つ目、地域の商店の存続、誘致。4つ目、行政サービスの一環として市の支援する各種の移送サービス。5つ目、福祉ヘルパーさんによる買い物支援などが考えられると思いますが、そこで1つ目の問題としまして、それぞれへの評価も含め、市としては買い物の困難な方のためにどのような支援策を考えて取り組もうとしているのか。直接、社会福祉協議会のシルバー人材センターの活用による買い物支援のためのバス運行、これは料金を徴収してですけれども、これはできないものかも含め、伺いたいと思います。

次に、大きな質問、国保の広域化について伺います。

国民健康保険を安心できる医療制度とするには根本的な制度改革が必要です。低所得者が多く加入する国保は、もともと適切な国庫負担なしには制度が成り立ちません。しかもこの間、大企業の雇用破壊で失業者や非正規労働者が国保に入り、「構造改革」により自営業者や農林漁業者の経営難・廃業が加速するなど、国保加入者の貧困化が急速に進んでいます。

今、国保加入者の7割以上は非正規労働者などの「被用者」と年金生活者・失業者などの「無職者」です。ところが歴代政権は、1984年より2007年の間に市町村国保の総収入に占める国庫支出金の割合は50%から25%へと半減し、1人当たりの国保料は3万9,000円から8万4,000円へと2倍以上に引き上がりました。

市町村が運営する国民健康保険では年間所得200万円で30万円を超える負担など、各地で住民の支払能力を遥かに超え、生活を脅かす最大要因となっております。国保税を完納できない世帯は加入世帯の2割を超え、ペナルティーとして正規の保険証を取り上げられ、30万世帯以上が資格証明書の発行で、窓口では10割負担など強いられております。短期保険証は150万世帯となっております。保険税の徴収では強権的な取り立ても行われ、給与、年金の突然の差し押さえで痛ましい事件も起きております。

民主党政権は2010年、国保「広域化」を叫び、国保法を改定し、都道府県に市町村国保の「広域化等支援方針」を策定させ、市町村国保の「財政改善」、「収納率改善」、「収納率向上」などを指導する仕組みが導入されました。2011年には、それまで自治体によって異なっていた国保税の「所得割」の算定方式を「旧ただし書き方式」に統一するため、地方税法と国保法施行令が改定されました。そして2012年には、「保険財政共同安定化事業」の対象医療費をすべての医療費に拡大する国保法改定が行われました。

これは都道府県の国保連合のもとに基金をつくり、市町村国保が保険財政から拠出金を出し合って高額医療費（レセプト30万円以上）の給付費を交付していく制度です。この制度の給付が1円以上になれば、国保財政の給付部分は実態として都道府県単位となります。

厚生労働省は「広域化」を推進する通達の中で、国保料を均一にするため市町村の一般財源の繰り入れは解消し、保険料値上げに転化せよと号令をかけています。これでは国保料は高騰するばかりです。広域化が問答無用の保険料の徴収、機械的な給付抑制、住民無視の組織運営につながるのには、後期高齢者医療制度や介護保険の広域化によって実証済みではないでしょうか。保険料の更なる値上げ、公的医療費の抑制や徴収の強制などにつながる懸念があります。

政権が変わりましたが、国庫からの国保負担を削減したまま一元化をしても、国保運営の健全化は望めません。国保への国庫負担を計画的に増額し、国保税の値下げ、誰もが払える税への改革、窓口負担の引き下げを行い、国民が安心して医療を受けられる制度にすべきだと思います。

本市は国保税を引き下げ市民から喜ばれておりますが、そこで1つ目、国保の広域化に対する本市での問題点は何かについて伺います。

2つ目、国保の広域化に対する現状、本市の考え方について伺いたいと思います。

以上、壇上からの質問を終わりますので、答弁を宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 14番藤原典男議員の一般質問の1つ目、若年性認知症についてお答え致します。

1つ目、「本市での若年性認知症患者の現状はどうなっているのか。認知症の予防対策として取り組んでいることは何か」についてであります。現在65歳未満の若年性認知症患者について介護認定を受けている方は3人です。全体的には平成23年度調査では、本市の介護認定者数約1,700人のうち20.1%、約340人が認知症により介護認定を受けております。

認知症はその原因から幾つかの種類に分けられますが、原因不明のアルツハイマー型認知症が全体の5割を占め、脳梗塞や脳の血管の異常が原因で起こる脳血管性認知症が2割を占めております。

脳血管性認知症は、生活習慣病である高血圧、高コレステロール、高血糖をしっかりと

治療し、病状を進めないことや食事や運動など生活習慣の改善が予防へとつながります。一方、認知症の半数を占めるアルツハイマー型認知症に関しては、原因が未だ解明されていないだけに確固たる予防法がなく、いろいろな機関で研究されている報告では、食事との関係、運動との関係、喫煙等も原因として取り上げられておりますが、よりよい生活習慣の維持・改善が今できる予防法であると考えられております。医療機関への早期受診を勧めるほか、引き続き生活習慣病予防、認知症予防に努めてまいります。

2つ目、「職場、地域、家庭での対応方について必要なことは何か」についてですが、本市では「認知症サポーター養成講座」を開催しております。これは認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を見守り、支援する認知症サポーターを多数養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちを目指すものであります。

養成講座は平成21年度から開催しており、今年度は3つの中学校をはじめ各自治会、婦人会など計13回開催し、認知症サポーターは1,510人となっております。

今後も認知症について理解と支援の輪を広げてまいります。

続いて、一般質問の2つ目、高齢者等の買い物支援策についてお答え致します。

「高齢者等への買い物支援策」については、高齢化や過疎化が進んでいる他市町村では、買物支援事業を民間、NPO法人でサービスを開始している例があります。

本市では、平成24年8月に社会福祉協議会で自治会の代表者を対象に「地域での買い物に関するアンケート調査」を実施しております。これは高齢者等の日常の買い物状況や困り事、要望等を把握するために実施したもので、この結果から、移動販売車が来ている割合は、天王地区が16%、昭和地区が15%、飯田川地区で45%であり、2つ目に、配達サービスについては各地域で利用できる環境が整っているが、高齢者の利用が少ないというふうな状況になっていきます。

徒歩圏内商店の確保・誘致希望については、昭和地区が17%で他地区も低い割合となっています。

商店までの移送サービスについては、行政・民間業者が運営するサービスの実施について「大変関心がある」と「関心がある」の割合が、天王地区40%、昭和地区が35%、飯田川地区が35%となっております。

この中の一つとして商店までの移送サービスについては、道路運送法、自家用有償旅客運送事業登録やデマンド型の乗り合いタクシー等のあり方など、今後、社会福祉協議会、民間等を含む関係機関と検討を重ねてまいります。

また、地域の助け合いやボランティア等のネットワークによる高齢者の支援の方策についても探ってまいります。

以上です。

○議長（千田正英） 根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） それでは、一般質問の3つ目、「国保の広域化について」お答え致します。

平成22年12月に高齢者医療制度改革会議による「高齢者のための新たな医療制度等について」の最終取りまとめが行われ、後期高齢者医療制度の廃止を契機とした国民健康保険事業運営の広域化の基本方針が示されました。

平成25年度に後期高齢者医療制度を廃止することを前提に、新たな制度では、まず第1段階において75歳以上について都道府県単位の財政運営とし、75歳未満については現在市町村ごとに保険料の算定方式・水準が異なることから、一挙に都道府県単位化した場合は保険料が大きく変化することとなるため、都道府県が策定する「広域化等支援方針」に基づき保険料算定方式の統一など環境整備を進めた上で、第2段階において平成30年度で全年齢での都道府県単位化を図るものであります。

県では「秋田県国民健康保険広域化等支援方針」を策定し、また、県内25市町村の国保担当、県並びに国保連合会の職員で構成する「秋田県国民健康保険事業広域化研究会」では、広域化に関する課題を洗い出し、将来の見通しや規模拡大による取り組みの可能性等について検討を行いました。

1点目の「国保の広域化に対する本市での問題点は何か」というご質問ですが、広域化については、運営主体が県になるのか、また、市町村を構成団体とする広域連合になるのか、また、内容についてもどのような形になるのか全く方向性が示されておらず、はっきりとした回答はできませんのでご理解いただきたいと思います。

2点目の「国保の広域化に対する現状、本市の考え方は何か」というご質問であります。民主党政権下では25年度で後期高齢者医療制度の廃止・見直しを進めてきましたが、全国知事会の強い反発があり、結局、法案の提出もできない状況のまま現在に至っております。

1月28日招集された第183回通常国会で、安倍首相は、後期高齢者医療制度は施行から5年以上が経った現在では十分に定着しているとして、現行制度を維持する方針を明言しております。後期高齢者医療制度の廃止を契機とした国民健康保険事業の広域化で

すので、時間を要するものと捉えております。

今後、社会保障制度に関する実務者会議の中で高齢者医療制度の課題について議論が進められていくようであります。

伸び続ける保険給付費を補うため安定した国保財政運営の実現を図るためにも、将来、国保の広域化を進めることは重要なことと思っています。

今後も県と連絡を密にしながら国の動向を注視してまいりたいと思っておりますので、ご理解宜しくお願い致します。

以上です。

○議長（千田正英） 14番、再質問ありますか。14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） 若年性認知症の1番についてですけれども、1つ目の現状についてはわかりましたが、予防対策としまして生活習慣を正しくしていくということと、あと生涯スポーツをやっている方がこれなりにくいというふうな、脳の血流の関係なんですけれども、そこをやはり進めていく必要があるんじゃないかなということで1点伺いたいと思います。

○議長（千田正英） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 14番藤原議員にお答えします。

生涯スポーツというふうなことでありまして、今朝の新聞にもありますように散歩なんかも非常に健康維持する上で大事だというふうなことであります。そういう意味ではスポーツ、あるいはそれから各種の予防関係の事業を取り入れ、関連づけていきたいというふうに思います。

○議長（千田正英） 14番。

○14番（藤原典男） 1番については了解しました。

それから、2つ目、職場、地域、家庭での対応ということなんですけれども、答弁の中でサポーター養成講座を設けて現在まで1,510の方が受講されているということなんです、私、大事なのは家族の方が親身になって相談できる体制あるのかというふうなところが心配なんですけれども、そこについてはどのような体制をとっておりますでしょうか。

○議長（千田正英） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） もちろんその介護に当たる家族の支援というのが市においても大変重要なことだというふうに認識しております。そういう観点から、介護申請に

当たった分についても、その方策等を受け、相談を受けるというふうなこと、包括支援センターにおいてもいろんなそれこそ各機関へのつなぎというものも含めて体制をとっています。

若年性の関係についても、各医療機関においても相談窓口がありますので、そちらの方でもやはりその症状によっていろいろつなぐ場面が繋がってくるというふうなこともありますので、そういうところも含めて私ども家族の支援と、それから当事者への支援というものを捉えていきたいというふうに思っております。

○議長（千田正英） 14番。

○14番（藤原典男） わかりました。若年性認知症については終わります。

次に、高齢者等への買い物支援策についてなんですけれども、市としては、答弁の中で福祉協議会及び民間でやるとしている業者とかそういうふうな方と、道路運送法79条の関係でいろいろやっていくというふうなことを言われましたけれども、これ、福祉協議会との連携でこういうふうなことが可能なかどうか、その点について伺いたいと思います。

○議長（千田正英） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 買い物支援の関係について可能なかどうかということですけれども、先ほど答弁しましたように、いわゆる登録の申請なり、あるいはデマンド型、公共交通との関連性、そうしたものも含めてトータル的に前向きに検討していきたいというふうなことです。

○議長（千田正英） 14番。

○14番（藤原典男） そうすれば、今後福祉協議会が主体となって買い物の支援のためのバスの運行はあり得るというふうなことなのではないでしょうか。そこら辺もう少し詳しくお願いします。

○議長（千田正英） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） このバス運行、買い物支援の関係については、あくまでも公共交通のいわゆる補完型というふうなことが前提になろうと思います。そういう点での検討を重ねていくと、で、検討した中でもいろんな諸課題が出てくると思いますので、そういう点で一つ一つクリアできるものはクリアしていきながら取り組みを少し検討・協議、前向きな取り組みをしていきたいということです。

○議長（千田正英） 14番。

○14番（藤原典男） 前向きな取り組みをしていくというふうなことから、是非頑張ってくださいと思います。

次に、国保の広域化について伺いたいと思います。

答弁の中では、後期高齢者医療制度が今後どうなっていくのか、それとの関連で国保が今後またどうなっていくのかというふうなことがわからないというふうな大筋の答弁だったと思いますけれども、市町村で扱った場合、今後、収納率が悪ければ今までであればペナルティーとして還付金が足りないとかそういうふうなことも起こってくるわけですね。それから、強制的な差し押さえによる徴収とか、私の問題意識としてはですね、それから今までの法定減免であれば7割、5割、2割のところ、それから減免制度が今後何となっていくとかというふうなところも心配なわけですね。それから、資格証明書の発行についても厳しくなるのではというふうなこととかね、あとは医療費一部負担金の免除の制度がどうなるのかというふうなこと、私は非常に心配して、これもしなるとすれば、広域化なるとすればこういうふうなのはやはり存続していくべきだというふうに思いますけれども、こういう点について私、問題意識持っておりますが、市としてはこういうふうな問題意識あるのかどうか、その点について伺いたいと思います。

○議長（千田正英） 根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） 14番藤原典男議員にお答え致します。

答弁でも申し上げましたが、今、県内の市町村の職員で秋田県国民健康保険事業広域化研究会というものを立ち上げて、いろいろ課題を出して取り上げている状況であります。ただ、今、藤原議員の5点ばかりのペナルティーとか強制的な徴収とか、これに関してはやはり広域化がめど立ったその時点でやはり検討していくべきと、そう私は思っております。ただ、今の国保関係でありますと、こういうものを全部網羅した国保の運営となっておりますので、当然それは重視していくべきではないかと、そう思っているところであります。

以上です。

○議長（千田正英） 14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） 今、根部長から、これら重視していくべきじゃないかというふうなことが言われましたけれども同感ですので、今後引き続き安心できるような医療制度にするために市としても頑張ってください。

それで私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（千田正英） これをもって14番藤原典男議員の質問を終わります。

なお、昼食の時間にかかると思いますけれども、このまま一般質問を続けてよろしいでしょうか。

（「休憩」の声あり）

○議長（千田正英） 10分休憩します。11時16分から。

午前11時06分 休憩

.....
午前11時16分 再開

○議長（千田正英） 休憩以前に引き続き会議を再開します。

15番西村 武議員の発言を許します。15番西村 武議員。

○15番（西村 武） それでは、ただいまより一般質問をさせていただきます。

平成25年度の諸事業を支える一般会計並びに特別会計の予算案を審議する3月定例会において一般質問の機会を与えていただきましたことに感謝を申し上げます。また、日頃、市政発展のためご努力をなされております市当局のご労苦に対しましても、衷心より敬意と感謝を申し上げます。

さて、私は先に提出しておりました通告書に基づきまして順次質問致しますので、当局の誠意ある答弁を求めます。

質問の1点目は、財政問題、平成25年度一般会計の関係部分からお尋ねをしたいと思います。

アメリカから端を発したリーマンショック世界同時不況は、我が国も例外でなく、政治・経済ともに大変厳しい状況が続いております。年末の衆議院選挙で民主党から自民党・公明党連立に政権が移行し、安倍首相はまず強い経済の立直しを前面に掲げ、デフレから脱却するため物価と賃金を2%押し上げることを目標にしているが、反面、地方公務員の給与削減、地方交付税の減額などもあり、地方自治体にどのような影響を及ぼすものか、次の3点について伺います。

（1）平成25年度一般会計は骨格予算でどのような肉付予算となるものか。

平成25年度の総事業を支える一般会計は、当初予算で132億1,100万円の骨格予算であるが、平成24年度一般会計と比較しますと2億2,800万円、1.7%の減額予算は言うまでもなく、今年4月に実施される市長選挙の公約等もあり、これらを含め骨格に対し、いかにして肉付けをしていくものなのか、主な事業内容とこれに伴う財政出動、つまり事

業資金と平成25年度一般会計財政規模と見通しについて伺います。

(2) 合併10年後の地方交付税の推移について伺います。

平成25年度地方交付税は歳入構成全体の46.2%であり、市税は全体の18.6%で、依然として依存型財政運営であります。

市は平成17年3月に合併し、10年間は地方交付税の優遇が受けられると言われておりましたが、平成27年以降どのように推移されていくものか。また、国の方針で地方交付税が減額となるが、今後の見通しと影響についての考え方を伺います。

(3) 市の行財政恒久的見地から、その見通しについて伺います。

本市も例外ではなく人口減少や高齢化時代を迎え、社会保障などますます財政負担が生じる時代が到来するものと思います。反面、就労人口の減少で市税など税収にも影響を及ぼすものと思います。将来的に自主財源を確保するには、若い方々が定着し安心して働ける職場づくりが急務であり、市には工業団地等もあり条件にも恵まれていることから、就労人口が増加するようなまちづくりを市長はどのようにお考えなのか伺います。

次に、2つ目の問題は環境問題ですけれども、危険な空き家対策の対応についてお尋ねを致します。

昨今、高齢化や核家族化の進行とも関連し、全国各地で空き家が大きな問題となっております。本市も例外でなく、平成24年度に自治会の協力を得て市内の空き家を調査した経緯がございます。結果、181軒の空き家があり、このうち141軒については倒壊または飛散の恐れがあるとのことでした。本市では合併に際して制定した潟上市環境保全条例に、いち早く空き家・空き地の管理について規定していることは誠に敬意を表したいところでございます。

同条例第4条において所有者は環境美化に配慮を求められているほか、状況改善に向けて勧告、命令、事態の公表などが可能となっております。しかし現実としては、本市のある地域で2階建て住宅が今にも倒壊しそうで、特に強い風が吹いたり台風のと きなど、近隣住民の方々などは強風にあおられ飛散してくるものではないかと心配でたまらないと市へ訴えていると聞いておりましたが、未だ何の解決にも至っていないような状況であり、せつかく環境保全条例が制定されておりますので所有者に強く環境改善を求めるべきと思います。

こうした観点から質問をさせていただきます。

その(1)として、倒壊または飛散の恐れのある141軒の空き家に対し、どのように

対応しているものか。

(2) 所有者が把握できない空き家の対応策について伺います。

(3) 潟上市環境保全条例第4条において、所有者に改善に向けて勧告や命令、事態の公表など行った例があるのか。

(4) 保全条例第4条に添わない場合の対応策は。

(5) 空き家条例など新たに制定するお考えについて。そのお考えを伺います。

以上5点について当局のご所見を伺います。

次に、教育問題、3点目は、児童に循環型社会、ごみの減量化について学ばせる機会を与えることについてお尋ねを致します。

市で収集するごみは、大方、可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、資源ごみ、粗大ごみに分別されております。平成23年度家庭から収集されたごみが7,830トンで、ごみの有料化等もあり、平成18年度以降は継続的に減少傾向になっていることは喜ばしいことでもあります。

本市は、いち早く循環型社会の構築を推進しており、使用済み製品や部品を適正に再使用する、つまり「リサイクル」を前面に掲げております。一般ごみとして、食事のときに食べ残したものや学校給食・レストランで食べ残したいわゆる残飯など、どのように処理されているのか、資源の循環としてどのようなものがどのように再利用されているのか、児童一人ひとり自ら調査研究をさせる機会を与える指導があってもよいものではないかと思えます。

限られた資源の大切さを子供の頃から体験させることにより、将来にわたり物を大切に作る人間として成長していくのではないかと期待するところであります。これらに対し、教育長はどのようなご所見なのか、そのお考えを伺います。

以上、1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 15番西村 武議員の一般質問の1つ目、平成25年度一般会計関係部分については私が、2つ目の危険な空き家対策の対応については市民生活部長が、3つ目の児童に循環型社会とごみの減量化について学ばせる機会を与えることについては教育長がお答え致します。

ご質問の1点目、平成25年度一般会計はどのような予算となるかについてお答え致します。

施政方針でも触れておりますが、現在国会において審議中である補正予算に対応した事業については、平成25年度から前倒しで予算計上し、平成24年度補正予算に計上することを検討しております。天王中学校耐震補強及び大規模改修事業や道路整備事業など、これまで取り組んできた事業を中心に要望しているわけですが、こうした事業が平成24年度で採択されますと、施政方針でも述べましたが、これらの事業についてはいずれも繰越明許費として平成25年度において事業執行することになります。

肉付け予算の内容や財源については、これまでの市の取り組みや平成24年度の決算に伴う財源の状況、さらには国・県の動向などを考慮し総合的に判断することになります。

平成24年度国の緊急経済対策への対応としては、一般会計として天王中学校耐震補強及び大規模改修事業 8億1,197万円、多目的交流施設整備事業 3億472万円、農業基盤整備事業等 3億5,918万円、道路整備等事業 1億2,700万円など、総額16億6,468万円程度を要望しております。

こうした事業費を含めると、平成25年度事業費は前年度当初予算を上回る規模になるものと思われまます。

ご質問の2点目、合併10年後の地方交付税の推移についてお答え致します。

はじめに、合併市町村の地方交付税の額の算定の特例の内容について申し上げますが、市町村の合併の特例に関する法律第11条では、合併市町村の普通交付税の算定において、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度については、合併前の市町村ごとに算定した普通交付税の額の合算額を下回らないよう算定することと、その後5年度については激変緩和措置を講ずることが規定されております。

本市の場合は、普通交付税の算定においては平成26年度までは旧町ごとに算定した額となり、その後5年間の激変緩和措置を経て平成32年度からは通常レベルでの算定となります。

なお、この加算は、普通交付税に加えて交付税の代替財源である臨時財政対策債においても行われておりますので、具体的な金額についてはこの2つを合わせてお答えしたいと思えます。

本市のこれまでの加算額については、平成18年度の約10億3,000万円が最小で、平成24年度の約13億4,000万円が最高、8年間の平均では11億6,000万円となっており、毎年度増える傾向にあります。

平成24年度の金額をもとに試算しますと、平成27年度には1億3,400万円、平成28年

度には4億200万円の減額となり、平成32年度においては13億4,000万円の削減となります。結果として平成32年度の普通交付税は本年度の約60億7,000万円が約48億1,000万円に、臨時財政対策債は約6億円が5億2,000万円になると見込まれます。

また、地方交付税が減額されることについては、施政方針でも申したとおり、国の予算では対前年度比2.2%減となっております。本市の平成24年度決定額から単純に試算しますと、約1億3,000万円の減収となります。

地方交付税は、国民がどこに住んでいても同じようなサービスが受けられるよう、標準的な行政サービスに係る経費と標準的な収入の差額に応じて交付されるものでありますから、個別の市町村に対する交付額は単純に国の予算とは比例しません。今後、国から詳細な資料が提示された段階で、今回の影響額についてより詳細な試算ができるようになります。

なお、国から示されている資料では、交付税は減るものの、地方一般財源の総額は前年度を2,000億円増える計画です。全体としては税や譲与税が増えることによって交付税が減りますが、一般財源総額は若干増えるということですので、今回の交付税削減による本市への影響はほとんどないと思っております。

交付税の今後の見通しであります。長期的には増える方向にはならないと思っておりますが、消費税の増額に伴って地方税収が増えることもあり、税収が増えると交付税は減り、税収が減ると交付税が増えるということですので、財政運営に大きな影響を与えるような変動はないと見込んでいます。

ご質問の3点目、「行財政恒久的見地から、その見通しについて」お答え致します。

人口の減少や高齢化社会を迎えた中で若者の雇用創出や就業人口の増加を図ることは、本市のみならず秋田県全体の課題でもあり、これまで各種施策を講じてきているところであります。

本市の企業誘致に関しては、平成18年に工場等の固定資産の課税免除や雇用奨励金の交付を定めた「潟上市工場等設置奨励条例」の一部を改正し、多岐にわたる業種を奨励措置の対象企業としております。また、昨年度から本市職員1人を県の産業労働部産業集積課に派遣しておりますが、平成25年度は東京の秋田県企業立地事務所での業務となり、より一層の誘致活動を展開することとしております。

市内中小企業の支援対策では、「潟上市中小企業融資あっせんに関する条例」をこれまでの融資枠3億円から6億円に拡大したほか、工場を新設または増設した場合に企業

が無利子で融資が受けられる地域総合整備資金（上限6億円）の貸し付けを行うなど、企業が進出しやすい条件整備に努めております。

一方、潟上市商工会では平成21年度から求人コーディネーターを配置し、男鹿・潟上・南秋田郡内の企業訪問を行い求人の掘り起こしに努めており、他団体と連携した取り組みも積極的に行っております。

今後こうした連携を図りながら、若者が安心して働ける職場の確保、就労人口が増加する「まちづくり」を目指したいと考えておりますので、ご理解、ご協力を宜しくお願い申し上げます。

○議長（千田正英） 根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） それでは私から、一般質問の2つ目、「危険な空き家対策の対応について」お答え致します。

ご質問の1点目、倒壊または飛散の恐れのある141軒の空き家への対応についてお答え致します。

昨年7月の調査から、各地域で危険性があると認識されている空き家141軒について、市では建物自体の状態や周辺環境への影響などについて客観的・統一的な判定を行うための基準を策定し、昨年中に確認し台帳化を行いました。この結果、141軒中、撤去等の対応済みのものが7軒ありました。このほか周辺に危険を及ぼす可能性が特に高いと判断された11軒とこれに準じる30軒から、優先的に通知等の対応を進めてまいります。既に所有者と連絡をとっているものもありますが、環境保全条例に基づく通知を行う準備を進めております。

なお、これ以外の93軒についても、解体補修などの緊急性は求められないものの、積雪や強風などによりさらに状況の悪化が進む可能性があることから、今後とも自治会の協力をいただきながら空き家台帳情報を随時更新してまいります。

ご質問の2点目については、所有者が把握できない、あるいは連絡がつかない空き家もありますが、個人財産の管理はあくまで所有者の責任で行うものであることから、建物登記情報の確認や周辺住民からの聞き取りによって所有者との連絡をとってまいります。しかし、経済的な状況など所有者が即応できない場合、自治会が主体となって飛散防止ネットの設置などを行った事例もあります。なお、本市では今年度6件について飛散防止用の資材の提供などを行っております。

ご質問の3点目と4点目についてであります。環境保全条例についてですが、空き

家への対応としては、現状に関する通知を行った上で所有者との間で連絡を取り合って進めております。

ご質問のとおり、条例上は改善に向けた勧告や命令、事態の公表ができ、これに従わない場合、過料の納付命令による間接強制まで可能となっておりますが、これまで経済的に余裕があるにもかかわらず対応しないといった悪質な案件はなく、勧告以上の手続きをとった事例はありません。

最後に、ご質問の5点目、空き家条例の制定についてであります。早急に建物の補修・解体などを行わないと周辺地域や道路に対して多大な影響が発生するなど事態の緊急性が求められる場合には、環境保全条例による改善命令を前提に行政代執行法に基づく代執行まで可能であります。このことから、本市では現行の環境保全条例によって適正管理の依頼、勧告、命令、公表、過料との一連の対応が可能となっており、これに重ねて条例を新設する必要はないものと考えております。

なお、県内自治体の昨今の状況を見ましても、空き家に関する条例を新設した自治体は、これまで空き家に対応するための根拠規定を保有していなかったものであります。

以上でございます。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 15番西村議員の一般質問の3つ目、「児童に循環型社会とごみの減量化について学ばせる機会を与えることについて」お答えを致します。

まず基本的には、循環型社会形成推進基本法という法律に基づきまして全国的な展開をしているものだと思っております。また、今定例会の初日に配付しておりました平成25年度の主要施策の1ページにも、この関連については掲載されているということを申し述べておきたいと思っております。

学校では従前から、市内の小・中学校における児童生徒の環境学習については、小学校4年の社会科と総合的な学習の時間、6年生の理科及び中学校の社会科で、学年段階に応じた学習を組んでおります。このように小・中学校から中学校へのつながる学習を進めているところでございます。

特に「ごみの減量化やリサイクル」をテーマとした環境学習は、小学校4年生が社会科の学習で「廃棄物の処理」についての学習の一環として、市クリーンセンターでの見学やごみ分別体験などの体験学習を通してごみ問題についての調べ学習を行っているところでございます。総合的な学習の時間では、八郎湖などの身近な環境をテーマとして

一人ひとりの子供たちが課題追究型の学習を行っております。

さらに、福祉教育の一環として、市内の小・中学校で取り組んでいるリサイクル活動に「エコキャップ活動」、「プルタブ・アルミ缶回収」、「資源回収」などがあります。こうした循環型社会を目指す「ごみの減量化やリサイクル」の取り組みについては、12月議会でご承認いただいた「潟上市環境基本計画」においても、市民の関心の高い環境問題から3つの重点に絞って「環境を守る行動」に取り組むこととし、その2つ目に「ごみの減量化・リサイクルに向けた取り組みの更なる充実」を目指すとしております。市民、事業者、市など全ての主体がごみの減量化と再利用への取り組みを進めていくためには、子供のうちからこれらを体験的に知り、普段の行動として意識することが必要と思われまます。

今後は、この「環境基本計画」とも連動させ「環境・ふるさと学習」をさらに推進する計画であります。これまで同様、一人ひとりが体験を通して学ぶ環境学習を重視するとともに、ごみの発生縮減など環境型社会についての学習機会をさらに充実させたいと考えております。

なお、今年度「環境学習事業」の一環として作成した「環境学習プログラム」の中でも、一人ひとりの児童が調査研究を進める学習を盛り込んでおります。

また、市内の小学校3・4年生が潟上市について学ぶ社会科副読本「わたしたちの潟上市」の中で、「ごみ処理とリサイクル」について現在6ページにわたって体験的に学ぶように取り扱っておりますが、次年度の改定作業の際にこうしたことを含めて見直しと更なる充実を図ってまいりたいと思っております。

給食の食べ残し、生ごみの処理について特化した体験学習は現在は実施していませんが、「食に関する学習」の計画整備をしているところであり、この中でも課題追求型の学習を検討しているところでございます。

西村議員が述べられた「一人ひとりが自ら調査研究する学習」は、まさしく小・中学校における総合的な学習の狙いと合致するものでございます。今後もより一層、個々の児童生徒が課題意識を明確にした学習を進める指導に努めてまいります。

学校で学んだことを実践につなげていく力、次代の市民力を育てることこそ重要だと思っております。今後も、実際にごみの減量化に取り組んでいる市民を学校にお招きして体験学習を行うなどの様々な学習機会を設定することにより、環境型社会について体験的に学び、家庭生活・市民生活に結びつけて実践する力を育てていきたいと考えてお

ります。

以上です。

○議長（千田正英） 15番西村 武議員、再質問ありますか。15番。

○15番（西村 武） 1点目の25年度一般会計の財政規模等につきましては、ただいま市長から懇切丁寧な答弁をいただきました。そういう中で市長の施政方針にもありましたように、まず生活環境の整備、そういう中でこの学校の耐震化、あるいは道路整備、農業に対するそういう助成というものを掲げておりましたので、その中で一つだけ道路整備の中では、今日の朝の1番目の一般質問にもありましたようにやはり危険な通学路ですね、こういうものも積極的に市長からは推し進めていただければありがたいと思います。

それから、ここでは別に答弁はいりませんが、今年度の大きな事業という何とんでも今言ったようなそういう、施政方針にもありましたけれども庁舎建設、あるいはクリーンセンターの改修、そういうことで予算的には前年度を上回るというようなことですので、大体前年度並みのそういう事業を展開していくのではないかなと感じました。

2点目については、合併後の地方交付税は減額となるのではないかと心配しておりましたけれども、その10年後から5年間は激変緩和のそういう措置を国の方でとるというような答弁でございましたので、この地方交付税が減ると一般市税、その税金ですか、の交付があるものではないかと、こういうような見通しなので、市長はこれまで行政経験も長いので是非とも先頭に立って指導していただきたいと、このように思います。

3つ目ですけれども、この若い方々が定着して安心して働ける職場づくりでございませうけれども、これも就労人口の増加、そういうものを図っていくためには、この施政方針の中にもありました企業誘致、あるいは観光の開発、そこでまさにそのとおりでございませうけれども、ある市では特産品の開発ですね、そういうものに相当の何というか補助を出してグループごとに特産品の開発をさせながら地域の活性化を図っていると、こういうところもございませう。

もう一つは、既存の企業の育成。今回、五洋電子ですけれども増築して約20名ぐらいのそういう雇用の拡大を図るというようなことでもございませうけれども、これはこれで結構ですが、そういう既存事業の育成ですね、こういうものにもひとつ目を向けて力を入れていただければ大変ありがたいと思います。

この質問の1点目については、私は理解しましたので答弁はおりません。

次に、環境問題の危険な空き家対策についてですけれども、その1点目は飛散の恐れある空き家ですね、これは141軒。これで市の方でも対応して、この基準表などを作成して取り組んでいると。現在撤去された物件が7軒ぐらいあると、こういうことでございますが、この危険な空き家ですね、これの141軒の所有者というのを判明しているものは大体何軒あるのか、その報告はなかったし、また、不明者はそのうち何軒であると、あるいは例えば住所が潟上市なのか、その所有者が、あるいは市以外なのか、その辺のところをもう少し詳しく説明をしていただければありがたいと思います。そこをひとつお願いします。

○議長（千田正英） 根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） 15番西村議員にお答え致します。

空き家のその11軒と39軒、そのことについてだと思いますが、所有者とかその名前まではまだ調査しておりません。要するに所有者…。

○15番（西村 武） 名前でなくして、潟上市の人が所有しているものか、それが何軒で、市以外の人が…。

○議長（千田正英） 答弁終わってから再質問。

○市民生活部長（根 一） 今のことですが、自治会長さんをお願いして危ないところを今教えてもらって、それを市の職員が現場に行ってこれは本当に危ないのか、まだいいのかという判断をしていくわけです。それでその台帳を今やっと作ったばかりですので、これから所有者を調べてちゃんと本当にいるのかどうかというその調査をしていくと、そういう段階ですので宜しくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（千田正英） 15番。

○15番（西村 武） 1番目につきましては、所有者あるいはその不明者、これが何名であるかは、これ今現段階では調査中であると。それと潟上市の方々が所有しているものか、市以外の者が所有しているものか、それも現在調査中であると、こういうことです。しっかりと調査して、これにきちっと対応していただきたいと思います。

2つ目ですけれども、これはあれだな、1つ目も2つ目も同じなので、3つ目ですね、例えば保全条例4条で所有者に改善や勧告、あるいは命令、こういうことを、あるいは公表などした例はどうかということですが、勧告はしましたけれどもその他のことはしなかったと、こういうことでございますが、その勧告をしてその所有者ですよ、

所有者が、例えば誰が見てももうどうにもならないというようなものは当然勧告していると思いますけれども、その所有者という者がどういう行動をとったものか、その辺についてひとつお尋ね致します。勧告した結果その所有者がどういう行動ということは、直ちにほごすとかどうかというそういう行動を、どういう行動をとったかと、こういうことです。

○議長（千田正英） 根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） ご質問にお答え致したいと思います。

勧告をしてもやはり本人が県外なり市外なりにいる関係上、まだこれを、これといったことはしてもらっておりません。ただ、何回も答弁でも申し上げましたとおり、自治会長さんの協力を得ながら、ここは本当に危なくて危険ですよということであれば飛散防止ネットとかそういうものを提供して危険を回避すると、そういう方策はとっております。今のところは、この改善命令を出してそれに回答、ちゃんと回答するということが自体はまだ来ておりません。そういう状況であります。

○議長（千田正英） 15番西村 武議員。

○15番（西村 武） あのですね、今、部長からは飛散の防止のネット、こういうものを張って対応すると、こういうことですがけれども、いや、私の知っているそういう危険な住宅は、もう本当に危険ですよ。私もたまに見ますけれども、台風とかそういうときは本当に、そのそばにちょうど農業のビニールハウス等もあって、みんなそこへ飛んでいったりして相当まず近隣住民が迷惑している、そういう住宅もあります。ですから、これやはり自治会長なんていったってね、私も例えば自治会の役員だけれども、それは何の権限もないわけです。せっかくここに改善や勧告、命令、事態の公表など、こういうふうに掲げていますから、何でこれをまずよ活用しないのかどうか、その点のところをまずもう1回答弁いただきます。

○議長（千田正英） 根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） 15番西村議員にお答え致します。

空き家の所有者が不明な場合の対応ということであると思いますが、基本には所有者の了解なしには行政代執行などの行政処分はできないと、こういう規定がまず大前提にあります。それでもって理由としては家屋の解体除却は不利益処分に該当する恐れがあると、そういう規定されております。これを踏まえながら代執行まで持っていくとすると、まず最初に段取りとしては市民からの通報とか相談、それから自治会からの情報提

供がありまして、それを市の方で建物の危険性があるかどうか、なければ適正管理依頼、要するに環境保全条例の第4条第11号に則ってやると。もし危険性があるとすれば所有者の関係確認を調査しまして、それでもなおかつ所有者が不明な場合は対応の緊急性があるかどうか、これを調べます。それから、もし緊急性があるとすれば自治会の飛散防止措置を、要するにネット関係ですが、それらを提供してまず危険を防ぐと。それから改善勧告、条例の第6条第1項の規定に基づいてやると。それから改善命令、それから公表。要するに改善命令まで行くと行政代執行の措置がとれますので、まだここまで行っているものは今ないということでもあります。現状はそういうことでもありますので、これからいろいろ調査しながら自治会と連絡を密にして進めていきたいと思っておりますので、ご理解宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 今、市民部長が答弁したとおりであります。やはり自治体の、いわゆる自治会の協力を仰ぐのはもちろんであります。主体は市であるということで、今後は市が主体性を持ちながら空き家対策に臨んでいきたいと。

以上です。

○議長（千田正英） 15番。

○15番（西村 武） 今、市長から答弁をいただきましたので、まずそういうふうには是非とも臨んでいただきたいけれども、今、私の言っているのは、それ以上危険な建物はないということを今申し上げているのですから、やはりこれには早急に対応していただかなければならないと思います。部長、あなただって知っているじゃないですか。同じ地域だから。あれ以上危険な建物はないですよ。あれが調査しなきゃいけないという、潟上市には危険な建物は一つもございません。私は専門家ですからわかります。ひとつその点、よく調査して早急に対応していただきたい、このように思います。

それから、5番目の空き家条例は、これは保全条例の4条を活用してやると、こういうことだけれども、実際はこれ近隣、秋田県でも何カ所かはもう既に空き家条例、これからまずね、空き家条例というのは大変な問題になってくるので、条例を制定してその中でそういう危険な建物にはいくらかの助成をしながら、例えばそういう条例を制定すると、こういうことを進めておりますけれども、どうしてもやはり所有者が不明とかそういうものについては、やはり市が、あるいはその自治体、あるいはその地域の自治会、あるいはそういう例えば市、市が主体となって自治会に協力を求めてこれをどうかして

いくという、そういう対策が必要なので、やはりこういう空き家条例などをきちっと制定した方がいいのではないかと思いますけれども、その辺のところをもう一度ご答弁をお願いします。

○議長（千田正英） 根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） お答え致します。

空き家条例の制定ということですが、答弁にもありましたとおり、それでやれないものであれば条例の制定ということで考えていきます。それで、今、新規の制定の状況を見ますと、横手市、湯沢市など6市町村が新規制定されております。それで改正としては由利本荘市など1市がやっております。それで空き家条例の関係のある、その保全条例関係があるのが8市町ということになっておりますので、まず今のところは、答弁でも言いましたようにこの条例で対応していきたいと、今の段階はそう思っておりますので宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 15番。

○15番（西村 武） 危険な空き家対策については、今、根部長からも答弁をいただきましたので、是非ともその保全条例4条、これに基づいてきちっと対応していただきたい、このように思います。

次に、3番目の教育問題については、教育長から懇切丁寧な答弁をいただきましたので、児童一人ひとりに自らそういう調査研究をさせると、させていると、こういうことでございます。それから、循環型社会を構築するためには小学校3・4年生から既に学習も始めているということなので、是非とも今後とも積極的に資源を大切にすることの子供たちの育成についてお願いをしたいと思います。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（千田正英） これをもって15番西村 武議員の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

よって、本日はこれで散会します。

なお、明日2月26日午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。

大変お疲れさまでした。

午後 0時00分 散会